

# 和歌山県立

もん びよ かん

# 文書館だより

第29号 平成22年11月



掛勝負（博打）を行った清佐衛門たちが胡乱者改堀源太夫に提出した詫び状

# 手配と捜査

## 直二郎と直蔵

弘化四年（一八四七）、堺奉行所（大阪府堺市と和泉地域を管轄する役所）から紀州藩へ指名手配者の捜査依頼がありました。手配されたのは、泉郡下条大津村（大阪府泉大津市、南海電鉄泉大津駅付近）に住む直蔵という男。直二郎とも名乗り、紀州新宮の出であるとか、那賀郡三谷村（那賀郡には三谷村はありません。現紀の川市東三谷・中三谷・西三谷のことでしょう。）生まれであるとか言われていました。直蔵は博打（博奕）好きで、和泉山脈を越え、名手・橋本辺りまでやってきては博打を行い、親しい博打仲間もいました。法度で禁止された博打を行っていたので、直蔵は手配されました。

堺奉行所から届けられた直蔵の手配書は、四月二日、和泉地域と人の行き来が多い那賀郡と伊都郡の胡乱者改に伝えられ、逮捕が命じられました。胡乱者改は捜査・逮捕・取り調べの警察業務を担当した役で、十八世紀中頃には設置されていたとされますが（『和歌山県史』近世）、詳細は分かっています。胡乱者改は、大庄屋や地侍のような、有力者が任命されました。

## 学文路村に似寄りの者

当時の手配書は「人相書」と呼ばれていました。人相書は現代の手配書とは違

い、似顔絵（現代では写真が多い）はなく、手配者の特徴が言葉だけで記されていました。

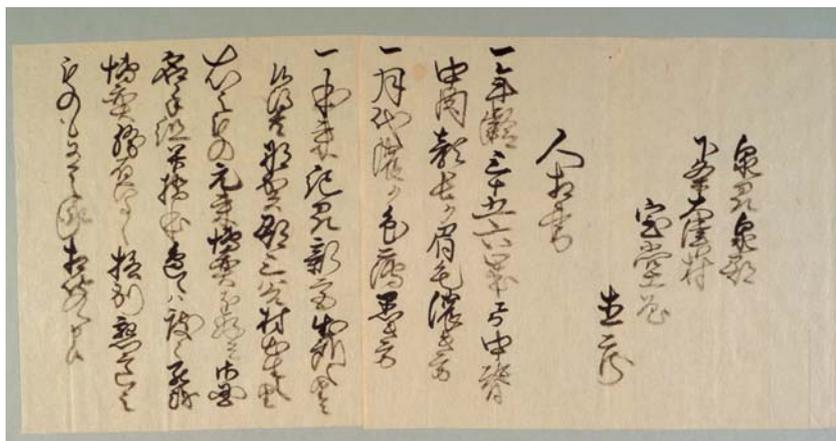


写真1 室堂屋直蔵人相書

### 人相書

泉州泉郡下条大津村

室堂屋 直蔵

一年齢三十五・六歳二而、中背・中肉、顔長ク、眉毛濃キ方  
一月代濃ク、色薄黒キ方

一本来紀州新宮出所之由ニ候得共、那賀郡三谷村出生之由

右之もの元來博奕を好み、御国名手組并橋本辺へハ度々罷越博奕勝負いたし

格別懇意之ものも有之趣聞へ申候

この人相書（写真1、ケ11-36-2）を手掛かりに、紀州藩での直蔵の捜査が始まりました。もちろん堺奉行所側も捜査を行い、堺奉行所配下の岡田太七は、直蔵の足取りを大阪と和歌山の境に近い槇尾山（大阪府和泉市）まで追っていました（アー85-1）。

紀州藩側での捜査を行った伊都郡の胡乱者改堀源太夫は、捜査の経過を次のように報告しました（ケ11-36-1）。御手当直蔵儀、禿村ニ似寄之ものこれあり

手配の直蔵について、禿村（橋本市学文路）に似た者がいます

人相書のうち、捜査の役に立ちそうな個人を特定できる一目で分かる特徴は、最初の二項目だけです。直蔵は三十五・六歳、中肉中背で面長、眉毛は濃く、月代（男性前頭の髪を剃った部分）は濃くて色は薄黒い男。でもこのような男は、いつでもどこにでもいるような気がします。学文路村にいる直蔵に似た男は、本人なのかどうか？

十二月二十三日には、岡田太七から、直蔵捜査への礼状が、胡乱者改堀源太夫に届いています（アー84-4）。礼状を出したところを見ると、どうやら直蔵は捕まったようですが、このような人相書が、どれほど逮捕の役に立ったのでしょうか。

## 菊石・紅葉

嘉永三年（一八五〇）正月十三日の夕方、松坂城（三重県松阪市、江戸時代は

紀州藩領）三ノ丸のはずれにあった牢屋から十二名が脱獄しました。二名はすぐに捕まりましたが、十名の行方は分からず、十八日になりその十名が指名手配されました。彼らのうち、何人かの人相書をあげてみましょう（アー138）。

常七 三十九歳

中背・中肉、丸顔色白く

眼細く鼻筋通り、月代濃く

両腕に紅葉の彫り物

木綿荒倉縞綿入を着用

梅吉 三十才

中背・中肉、顔長く色白く

鼻筋通り、月代濃く

木綿茶弁慶縞綿入を着用

忠兵衛 五十二才

背高く太り肉、眉毛濃く、眼太く

鼻筋通り、月代はげ、髭多く

眼の下にはくろ、ただし左右不明

言舌さわやかな方

木綿藍千筋縞綿入を着用

要助 二十九歳

背高く瘦肉、顔長く色白く頬骨高く

山田奉行所の入墨

木綿茶弁慶縞綿入を着用

豊五郎 四十二才

背高く瘦肉、長顔、薄菊石あり

平鼻、関東言葉

木綿藍千筋縞綿入を着用

脱獄した彼らの人相書も、中背・中肉、丸顔・色白など、やはり先の直蔵の人相書と同じ調子で記されています。こ

れでは、具体的な人物像はなかなか描けません。ただ、入牢していたため詳しい取り調べがあったのでしょうか、ほくろ

がある、髭が多いなど一人一人のこまかな特徴も記されています。その反面、言語（話し方）がさわやかであると、人によってとらえ方が変わってしまうような主観的な記述もあります。

関東言葉を話す豊五郎は、顔が長く薄い菊石があると記されています。菊石とは「あばた」のことです。種痘法が導入される明治以前は、伝染病の疱瘡（天然痘）がたびたび流行しました。疱瘡にかかる、完治してもあばたが残りました。常七は両腕に紅葉の彫り物がありましたが、これは一目で分かる特徴でしょう。また、過去に入墨刑を受けた要助は、その入墨が特徴として記されています。入墨の文様は各地で違っていたので、「山田奉行所の入墨」と、入墨刑を科した場所を記す必要がありました。山田奉行所はいまの三重県伊勢市におかれ、伊勢志摩地方を管轄していました。

**諸国入墨控**

人相書に記されるのですから、捜査を行う側は、各地の入墨の文様を知っておく必要があります。胡乱者改堀源太夫は、そのための帳面「諸国入墨控」（スリ）を持っていました。縦十二・五センチ、横八・五センチの小さな帳面です。「諸国入墨控」には、次の場所の入墨が描かれています。

- 腕の入墨 江戸町奉行所・江戸盗賊改方
- ・京都町奉行所・大坂・南都・南部・伏見・堺・尾州・紀州・加賀・伊勢・安芸三原・江州彦根・長門・但馬・駿河・長門・大津石原瀬左衛門支配・江

戸代官伊奈備前守・江戸弾左衛門支配所・尼崎

顔の入墨 越前・芸州広島・安芸広島・安芸三原・備後・備後福山・防州・岩国・肥前・筑前博多・江戸代官伊奈備前守・明石・播州赤穂・紀州高野領・丹後宮津

各地の入墨の文様は、「入墨仕方之事」の掲載図（『徳川禁令考』後集第四）がよく知られています。ほかにも「張紙留」（『古事類苑』法律部三十八）、「徳川幕府刑事図譜」（明治大学博物館刑事部門のホームページで閲覧できます。）などがあります。「諸国入墨控」は「入墨仕方之事」よりも掲載数が多く、文様が違う例もあり興味深い資料となっています。

先に記した要助が科せられた山田奉行所の入墨は、「入墨仕方之事」には記載が無く、「諸国入墨控」では山田奉行所のあった伊勢の地名をあげて、高野（肘から肩までの間）に入墨のある次の図を載せています（写真2）。

伊勢、右之高手如此



写真2 山田奉行所の入墨  
（『諸国入墨控』）

紀州藩の入墨は「入墨仕方之事」と「諸国入墨控」では違い、「入墨仕方之事」は小手（肘と手首の間）に「悪」の

文字を入れていきます（図1）。「諸国入墨控」では右の小手に「追放」の文字を入れる、科（罪）が重い場合は左右に入るとあります（写真3）。

紀州



図1 紀州藩の入墨  
（『徳川禁令考』後集第四、301頁）

紀州、右小手如此、科重キニハ左右



写真3 紀州藩の入墨  
（『諸国入墨控』）

紀州藩のとなり、高野山領の入墨も両書で違います。「入墨仕方之事」では、額に「●」を入れますが（図2）、「諸国入墨控」では顔の向かって左のこめかみ部分に「○」、また右のこめかみ部分に「×」の入墨をすると記されています（写真4）。

高野山

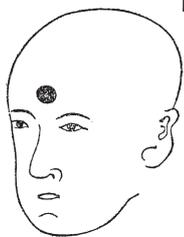


図2 高野山領の入墨  
（『徳川禁令考』後集第四、302頁）

紀州高野領、面鉢左ニ如此、又面鉢右之方ニ×如此入墨も有



写真4 高野山領の入墨  
（『諸国入墨控』）

入墨刑は、八代將軍の徳川吉宗が享保五年（一七二〇）に採用した刑罰で、のちに江戸幕府の法律書「公事方御定書」にまとめられています。紀州藩では、享保八年（一七二三）、追放する者に対して、両腕の肘へ文字を入墨すると触書が出ています（『日高郡誌』）。この触書からは入墨の文字は分かりませんが、これが「悪」や「追放」の字であったようです。寛政二年（一七九〇）ごろまとめられた紀州藩の刑法「国律」には、この触書の内容が反映しています。例えば、日中の空き巣や万引きを四回以上繰り返した者、積み荷を盗んだ船頭や水主、別れた妻に暴力を振るった男性は、入墨のうえ追放となりました。

また『城下町警察日記』では、入墨を行った記事があり（元文五年十月二十六日条、寛延三年十月十五日条など）、入墨後に追放刑が執行されていることが分かれます。

なお、（ ）内のア・ケなどの数字は、当館寄託堀家文書の資料番号です。（伊藤信明）

和歌山の街道⑥

## 白馬山脈の尾根道

『文書館だより』第26号では日高郡の龍神・山路地方から沿岸部に通じる南部街道・御坊街道などを紹介しました。今回は龍神村から白馬山脈を越えて有田郡に通じる龍神街道と二沢越龍神往來を取り上げます。

### 県費補助里道

#### 「二沢越龍神往來」

#### 急峻な城ヶ森越

明治期、龍神街道は和歌山市から龍神村へ通じる県道で、日高郡奥地を通る唯一の県道でした。

どのような道だったのでしょうか。「古座街道」（本誌第15号）でも取り上げた中谷俊平議員の発言（明治38年通常県会での古座街道路線変更問題）を今回は少し長く引用します。



中谷俊平 (1852~1923)

「龍神街道中の県道たる八幡村より城ヶ森に至る街道の如きその急峻なること到底古座街道と同一の論にあらず。かくの如き不便なる箇所を徒に仮定県道の名を附し実際に於いて何等改修を為さ



県下第3位の高峰（標高1,269m）城ヶ森山の山頂

ず。否改修せんとするも能わず。誠に不公平なりとて地方において非難の声高し。これに反し龍神より田辺に達する街道又は南部に達する大穂手越の如き確かに県道とするの価値あり」と虎ヶ峰越龍神往來や大穂手越南部往來の県道昇格を唱える一方、龍神街道城ヶ森越については名ばかり県道の象徴にしています。

#### 新道発見

中谷議員は明治32年8月から2年9ヶ月間日高郡長を経験しています。つい最近まで日高郡政のトップだった人で日高郡の実状に通じていました。もっとも龍神街道城ヶ森越の評判の悪いのは何も明治38年当時に限ったことではなく、20年近く前の明治19年にも有田方面からの新路線が県会で建議されていました。

「龍神村は温泉湧出する山谷絶壁の地



城ヶ森山頂近くの尾根道

にして四通八達の線路あるも、一つとして荷牛馬の通ぜざるは勿論庶人通行の困難実に言をまたず。長年新道を探求しつづけ昨年我有田郡二沢村字溝ノ上より日高郡龍神村字野々垣内に至る新道を発見し、有田日高郡長及び関係の戸長立合の上実地を視察した。開墾が容易な尾根道で、旧道（県道龍神街道）より3里も短縮され、新道6里のうち3里は人車も通ずる平坦さで、残りも少し凹凸があるのみ」と明治21年度からの県費補助里道編入を求めたものでした。

#### 石堂山・八斗時峠・高甲良山

明治19年建議に基づき龍神街道に変わる新路線として登場したのは県費補助里道「二沢越龍神往來」です。本誌第26号に掲載した「日高郡の道路図」では⑤になります。このルートをとってみま

しょう。

まず、有田川の支流四村川沿いの五村の二沢（標高191m）から白馬山脈の支脈の端に位置する堂林山（670m）まで一気に高度を上げ、その後支脈の尾根伝いに東進し、主脈に合流し石堂山頂（1080m）までゆっくり高度を上げていきます。ここからほぼ1kmの標高を保ちながら白ヶ岡山の西斜面を通り、八斗時から寒川辻（1080m）まで南下します。寒川辻で再び東に向きを変え路線中最も標高の高いキリコシ辻や高甲良山（1131m）の稜線近くを通り、最後は高甲良山から南東に伸びる尾根伝いに下り、日高川沿いの龍神村野々垣内で龍神街道に到達します。なお、1/5万地形図「龍神」（明治44年測図・大正3年製版）では高甲良山から野々垣内より



二沢越龍神往來の終点となる龍神村野々垣内

上流側の大熊に下りるルートもあり、距離の短い大熊ルートのほうが本線あつかいされています。いずれにしても県費補助里道「二沢越龍神往來」は有田川と日高川の複雑に入り組んだ深い溪谷を全部パスし、有田の五村と日高の龍神村を最短で結んだルートでした。

### 熊野街道への接続 一軒の茶店もない

明治期はまだ人道の時代であり、山間部では尾根道が一般的だったとはいえ、全行程が尾根道という二沢越龍神往來ほど極端な例はありませんでした。ほぼ中間地点にあたる八斗蒔峠は茶店や旅籠があってもよさそうな広い峠ですが、そのような休憩所があったという記録はありません。

人跡未踏ではないにしても、なぜこのような人里から遠く離れ、全くの避難場所もない長く険しい尾根道が日高―有田

を結ぶ幹線道路候補になったのでしょうか。有田郡側に目を転じて考えてみましょう。

### 有田川筋の補助里道

有田郡も日高郡と同様、明治10年代の県道は熊野街道・龍神街道の2路線で、県費補助里道制度が始まった明治16年度での有田川筋の補助里道は箕島街道（清水村―箕島村9里3町）と中野往來（明王寺村―金屋村―中野村）2路線でした。

明治17年度には保田往來（金屋村―尾岩坂―粟生村―川合村―二沢村―暗夜峠―下湯川村、明治19年2月より河南保田往來と名称変更）が加わり、箕島街道は終点が箕島村から北湊村まで若干伸びて北湊往來、中野往來はそのまま金屋往來と名称が変わっています。

熊野街道から有田川筋への分岐点は明王寺村でした。二沢から明王寺までの連絡ルートは保田往來と金屋往來になりますが、明治10年代までの有田川筋の幹線

道路は有田川右岸沿いから早月谷川・大月峠を越える箕島街道のほうでした。平野部の金屋往來はともかく、保田往來については未整備の支線に過ぎませんでした。

### 金屋往來・保田往來

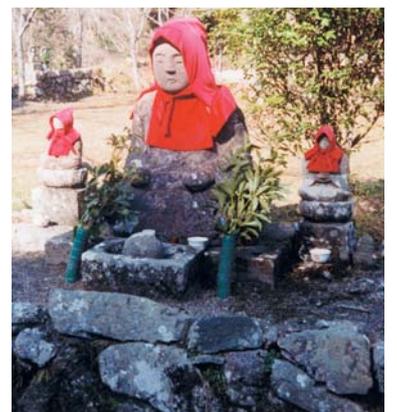
この状態が続けば二沢―龍神の尾根道が注目されることはなかったのですが、「隅田街道」（本誌第24号「紀の国へのいざない」）でも少し触れたように、明治17年度に金屋往來の大改修が実施されました。この年の土木補助予算額6192円（補助対象路線38往來、3河川の約1/6を占める1011円が計上されています）。

『金屋町誌』下巻（昭和48年）によると金屋往來は工事着工からわずか2ヶ月後の明治17年9月には完工しています。また、金屋村より東の保田往來の改修は、尾岩坂（160m）を越えて川口村までは明治18年8月に完工し、川口村以東については史料を欠くとしながらも、明治21年3月には粟生村森の谷まで開通したとあります。

### 旧城下和歌山区までの道 新熊野街道

二沢から河南保田往來と金屋往來を通り明王寺村へ行ければ、湯浅・箕島など有田郡の中心都市に出るのも容易になります。県都和歌山区まではどうだったのでしょうか。

明王寺村で熊野街道に到達してもここから日方浦までが大変でした。明治16年当時の県道熊野街道は中番村で有田川を



大月峠のお地蔵さん

渡り坪の峠（340m）・藤白峠（280m）を越えて日方浦に到達する熊野古道そのものでした。

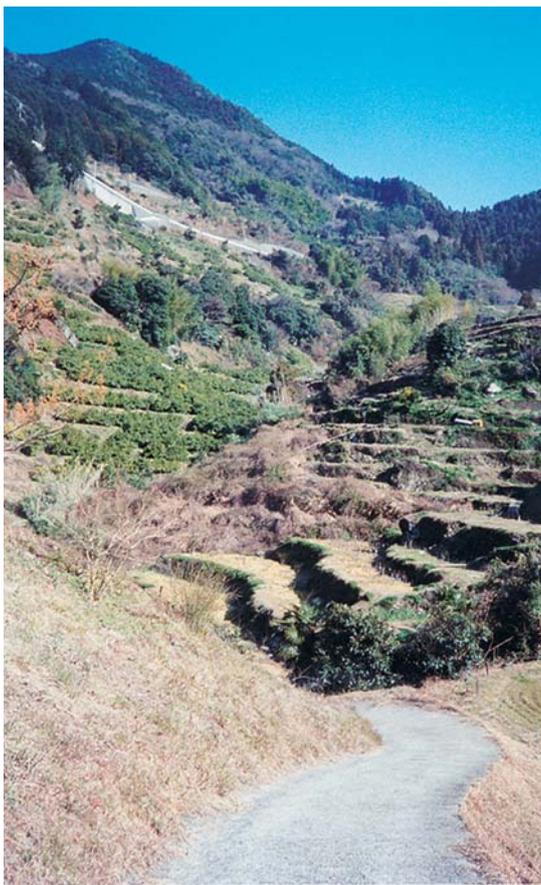
下津町史によれば、明治15年の県会で、有田郡の山本彌太郎議員と海部郡の国中太郎議員による海岸線回りの新道開設案が採択され、明治17年度から19年度までの3カ年事業（総工費1万2400円）で中番村―北湊村―塩津浦―藤白浦の新熊野街道（幅員1間半の車道）が開通しました。

新熊野街道は元の熊野古道ルート（宮原駅―日方浦3里5町）よりは2里以上長くなりましたが、名実ともに有田・和歌山間の大動脈となりました。

山本議員と国中議員は明治30年代には田辺―新宮間の熊野街道本線として熊野中道（古座街道）の強力な推進者となるなど、県道路政策に通じた県会議員でした。

### 長峰山脈の遠井辻

明治19年11月の二沢越龍神往來の建議は、明治17年度からの有田川筋での熊野街道への連絡道路の整備と有田・日方間海岸回り新熊野街道の完工という時期と



箕島街道の大月峠（460m）

重なります。関連道路の開発が二沢越龍神往來の登場のきっかけになったものと考えられます。

龍神街道の場合はやっとの思いで城ヶ森山を越えて清水村に降りて来ても、和歌山区に行くためには長峰山脈の遠井辻越え（標高667m）が待っています。また、有田郡中心地の湯浅・箕島にも、まだ9里もある北湊往來（旧箕島街道）で有田川筋を下っていかねばなりませんでした。

## 二沢越龍神往來の發議者

### 『和歌山県会史』

つぎに、二沢越龍神往來の發議者について考えてみましょう。

建議にある関係郡長らの実地調査や我有田郡との表現より、有田郡選出議員の提案のほすですが、明治40年刊行『和歌山県会史』（昭和45年『和歌山県議会議史』第1巻として復刻）ではなぜか東牟婁郡選出宇井善九郎議員の提案となっています。

明治40年『和歌山県会史』は明治12年5月通常会から明治34年11月通常会までの県会の議事内容を調べる上で欠かさない貴重な文献ですが、残念なことに明治21年の県庁舎火災による記録焼失等もあり、断片的かつ不正確な記述で、その利用には細心の注意を要します。

### 県会議員山本彌太郎

新龍神街道の建議者に話をもとします。明治19年11月当時の有田郡選出議員は北湊村の山本彌太郎、神道無念流の免許皆伝という剣豪でも知られる土生村の野田

良貞、実業家として地域経済の発展に努めた金屋村の瀬藤富右衛門、清水村の海瀬龜太郎の4名です。このうちの誰かを特定できる資料はありませんが、山本彌太郎議員が最有力だと考えています。



山本彌太郎 (1849~1907)

山本議員は明治12年3月初代県会議員に当選して以来、明治40年3月57歳で死亡するまで、28年間におよぶ長い県会議員活動を通じて特に心血を注いだのは県内道路整備でした。道路で頑張る政治家は近年ならばべつに珍しいことではありませんが、明治期に関しては県会議員の道路整備への関心は特に強いものではないかもしれませんが、明治期を通じて県土木費では河川費が道路橋梁費を大きく上回り、また明治30年代の紀和鉄道・南海鉄道の開通、大阪商船大阪名古屋線の本県への寄港以降、人の移動や物資の輸送では鉄道・海運が主役となり、相対的に道路交通への関心が低下していたからです。

### 県会議員海瀬龜太郎

建議者が他の議員であった可能性も否定できませんが、野田議員ら3名はとりたてて道路整備に情熱を傾けていたことをうかがわせる記録は残っていません。ただ、海瀬龜太郎議員は龍神村の五百



海瀬龜太郎 (1845~1932)

原谷など植林面積1千町歩を越える県下有数の山林所有者で、「二沢越龍神往來」の登り口となる堂林山周辺にも山林をかかえていました。伐採・搬出・植林など多岐にわたる山林経営の中で現場主任や作業員、筏師などを通じて有田・日高郡奥地の様子を知り尽くしていました。有田郡さつての有力者として郡長や関係戸長を動員して現地調査をしたとも考えられます。もし建議者が山本彌太郎議員でなかったとしたら、海瀬議員だったのでしょうか。

## 危険な古道

大正12年発行の『日高郡誌』に明治42年日高郡統計を基にした日高郡内県費補助里道表が掲載されており、二沢越龍神往來の里程は10里20町となっています。明治19年建議に言う6里を大幅に上回っています。それでも龍神村から有田郡の藤並・箕島へ行くのは、保田街道の粟生―清水の分があるので城ヶ森越えの龍神街道より近かったことは間違いありませんでした。また、補助里道表の備考欄には、南部往來など路線ごとに簡単な説明が記載されていますが、二沢越龍神往來では空欄となっています。他に説明が省かれているのは沿岸部の短距離路線と

郡内里程の短い山路往來の3路線だけでした。

明治19年11月に龍神街道に変わる有田―龍神の最短ルートとして登場した二沢越龍神往來ですが、脚光を浴びた期間は短かったようです。

寒川村誌（昭和44年）によれば、明治20年から寒川村域で改修が始まり、早くも明治22年に改修が中止され、その後も和歌山方面への近道として往來が続いたが、大正中期には廢道と化したと記されています。

寒川萬七『紀州の峠路をゆく』（昭和58年）では、上初湯川の垣内原から尾根伝いに東進し、八斗時峠からは二沢越龍神往來（寒川辻―キリコ辻―高甲良山）とも重なる尾根道を、スズ竹が美しく生い茂った一方通行筏師の道「スズ畝



八斗時峠（標高1,028m）付近の紅葉



寒川辻・キリコシ辻・高甲良山の稜線

越え」と紹介し、「日高郡内でこれ以上危険な古道はなく、一人では絶対越すものではない」と記しています。

大穂手越や三里が峰越が幹線道路であった時代、堂林山から高甲良山に至る長い尾根道を県会議員や郡長・戸長らが県費補助里道に推薦したのは決して不思議なことではありませんでした。

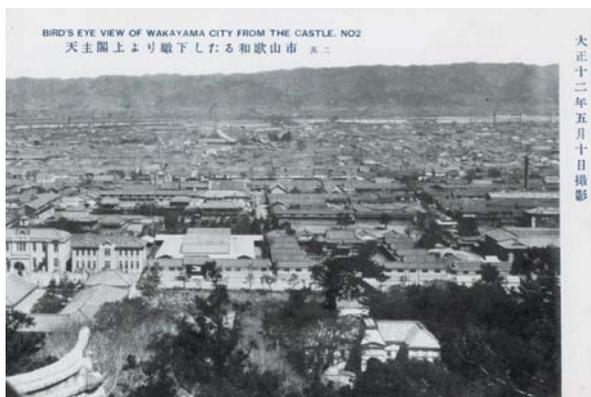
しかし、二沢越龍神往来は建議でいうような快適な尾根道ではありませんでした。龍神街道城ヶ森越えに勝るとも劣らない峻険さに加えて、熊や狼が出没したといわれる県内でも最もワイルドな山域で、いくら体力と度胸があっても一人では危険でした。建議直後こそ注目され、改修工事もスタートしたようですが、2年足らずで断念され、県費補助里道としても名目だけのものとなりました。

(森脇義夫)

パネル展示  
「鷲森の風景」

紀伊国名所図会の絵図によると、西本願寺鷲森別院には本堂の他、対面所・御主殿等の建物が並び、又、その周囲の町割りは城下町とは異なった形状を示していました。しかし、鷲森別院は戦災により土蔵一棟を残して焼失し、戦後の土地画整理事業で周辺区画もその形状の変更を余儀なくされました。今回の展示では、鷲森別院の戦前・戦後の移り変わりを名所図会の絵図や明治・大正期の写真・地図等を使いながら、周辺の景観の変化も含めて御覧頂くことにしました。

現在の鷲森別院本堂は正面を南に向けて建っています。和歌山城天守閣に正面を向けている格好ですが、残念ながら建



大正十二年五月十日撮影

物で遮られているため、今は天守閣からその様子を見ることはできません。しかし、戦災焼失前は東向きに建っていたことが上の写真からうかがえます。これは大正十二年五月一日、和歌山城天守閣から北側の市街地を撮影した写真です。別院本堂がひときわ大きく写っています。本堂が右（東）を向いていて、更にこの写真では小さすぎるためよく見えませんが、本堂前の門（名所図会では「唐門」も確認できます）（文書館での展示では、ここでご紹介した写真はB4強に拡大していますので、細かいところまで御覧頂けます。）この門前からの通りが東に通じていて、本町通りに直結していました。この通りは浅野氏による城下町整備の時、鷲森別院が本町通りから見通せるようにと設計されたものです。明治末頃の写真（下）は、鷲森堂前丁の門前通りから別院本堂を撮影したもので、絵葉書写真ではありませんが、これまでほとんど知られていないものです。明治末頃の和歌山市の町屋を捉えたものとしても珍しい写真で、軒先に掲げた軒灯が時代を感じさせます。この門前通りは道幅が四・三間（約七・七尺）あって、本町通り（四・五間）に次いで城下でも屈指の道幅がある特別な街路であったことがうかがえます。

さらにこの写真と関連して、安政二年一月に、門前の鷲森堂前丁から発生した火災による焼失区域を記録した『水鳥見聞雑記』稿本（三尾功氏蔵）を所蔵者の御協力により引用させていただきます。御坊門（唐門）前の街区の地図です。

下の写真では左側の家並みが焼失区域にあたります。火事が発生し、その記録として残されたため、住んでいた人の名や職業を記載したものです。鷲森堂前丁から北町にかけての狭い範囲ではありますが、和歌山城下に住んでいた庶民の名を記した非常に珍しい資料です。写真との比較で幕末と明治末期の共通点や相違点を探すのもおもしろいでしょう。

戦前・戦後の地図の比較では、寺内町の名残を留めていた別院境内地周辺の区画が一変し消滅した丁名もある一方で、今なお戦前の境内地の区画を示す石積みが残るなど、興味深い内容となっています。又、幕末の絵師岩瀬広隆が描いた朝棕神社境内の松の図と名所図会に描かれた同じ松を描いた図を比べ、どちらがよりリアルに表現しているかも御覧頂けます。展示は来年三月三十一日までです。

(溝端佳則)



(和歌山名所図会) 鷲森の風景

古文書講座

今年度の古文書講座は、「胡乱者改めが行く」と言うテーマで「入門・初級者向け」として午前中に三回、「初級・中級者向け」として午後五回、きのくに志学館講義・研修室で開催しました。各回とも当館収蔵の古文書を講座資料として活用、その読解の練習をしていただきました。

また、古文書に示された当時の時代背景や生活などについても解説しました。各回とも、当館の遊佐教寛研究員が講師を務めました。各回の講座内容は、次のとおりです。

- 入門・初級者向け**  
第1回 御吟味中に村預け 7月24日(土)
- 第2回 浄瑠璃興行届け忘れ 7月31日(土)
- 第3回 下女ことよに不埒 8月7日(土)
- 初級・中級者向け**  
第1回 手慰みに贖金づくり 7月24日(土)
- 第2回 金子二十両紛失 7月31日(土)
- 第3回 嘉蔵を打擲 8月7日(土)
- 第4回 盗賊数端で果てる1 8月28日(土)
- 第5回 盗賊数端で果てる2 9月4日(土)



「入門・初級者向け」講座には、延べ七五名の出席があり、「初級・中級者向け」は、延べ二七五名の出席でした。

「入門・初級者向け」アンケートより

・江戸時代の人々の暮らしをかいま見えて興味深かった。  
・二重敬語がむづかかった。  
・文字の読解が出来た時の面白さと文章の内容が理解できた時の痛快さを少し味わいました。

「初級・中級者向け」アンケートより

・古文書の読み方だけではなく時代的背景と文章の意味を丁寧に教えてくれたので興味深く聴くことができた。  
・毎回、生きた歴史に接しているようで、おもしろかった。  
・特に文中に番号を付けて解説して下さったのは大変わかりやすく学習するのに有り難かった。



文書館の利用案内

利用方法

◆ 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。



◆ 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

**開館時間**  
◆ 火曜日～金曜日  
午前10時～午後6時  
◆ 土・日曜日・祝日及び振替休日  
午前10時～午後5時

休館日

◆ 月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)  
◆ 年末年始 12月29日～1月3日  
◆ 館内整理日  
・ 1月4日  
(月曜日のときは、5日)

交通のご案内

◆ JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分  
◆ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス  
<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第29号  
平成22年11月30日 発行  
編集・発行 和歌山県立文書館  
〒641-1005  
和歌山市西高松一丁目七三三八  
電話 〇七三三四三六九五四〇  
FAX 〇七三三四三六九五四一  
印刷 有限会社隆文社印刷所